**平成２９年（フ）第１８８号**
埼玉県川越市稲荷町５番地７（ＳＡハイツ202号室）
債務者　久保田望美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第６９号**
愛知県岡崎市朝日町４丁目69番地　アメニティ天野Ⅱ　205
債務者　柴田　正美（旧姓神戸・西川）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１１１号**
愛知県西尾市吉良町富好新田井戸後45番地コーポアサイ６号、前住所愛知県西尾市吉良町吉田東中浜51番地172
債務者　永井　良明
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第３７号**
大阪府阪南市石田485番地の３
債務者　内田慶子こと　洪　　慶子(旧姓三井)
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第８５号**
大阪府和泉市府中町５丁目21番２―611号
債務者　寺内　江美（旧姓林野）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１０８号**
大阪府岸和田市下松町1199番地の７
債務者　寺村久美子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１４３号**
大阪府泉大津市助松団地３番37―301号
債務者　石嶺　京美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１４４号**
大阪府貝塚市澤587番地　福永マンション205号、前住所大阪府岸和田市上松町3049番地プレジール・アイ101号
債務者　黒木麻友子（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１４５号**
大阪府貝塚市澤587番地　福永マンション205号、前住所大阪府四條畷市二丁通町22番４号
債務者　黒木　勇也（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１４６号**
大阪府和泉市光明台３丁目１番11―201号
債務者　柳瀬　和恵
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１４８号**
大阪府泉南郡岬町淡輪3843番地の１
債務者　志水弦一郎
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１５１号**
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1220号、前住所大阪府泉大津市虫取町２丁目２番１―205号
債務者　永山　愛子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１５２号**
大阪府泉佐野市南中樫井310番地18―207
債務者　新家谷　貢
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１５３号**
大阪府和泉市いぶき野３丁目２番７―103号
債務者　田中　健志
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１５５号**
大阪府和泉市葛の葉町１丁目８番25―203号、前住所大阪府和泉市繁和町４番６―408号
債務者　岡本　由樹
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１５６号**
大阪府泉南市信達市場756番地の61
債務者　烏野　直也
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第１５８号**
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺696番地５アースシティ202
債務者　東　　武夫
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係